

●香川県警察本部告示第10号

香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月11日

香川県警察本部長 吉 田 和 彦

香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察参考人等旅費取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(ア) <u>不同意わいせつ罪</u>（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(イ) <u>不同意性交等罪</u>（刑法第177条の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) <u>不同意わいせつ等致死傷罪</u>（刑法第181条の罪をいう。）</p> <p>(オ)～(ク) 略</p> <p>(ケ) <u>強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪</u>（刑法第241条第1項及び第3項の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(コ)～(ス) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2) <u>道路交通法第75条第8項又は第104条第3項（第104条の2の4第6項又は第107条の5第4項において準用する場合を含む。）若しくは第104条の2第5項の規定により出頭した道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人及び当該事案の関係人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）<u>第50条第5項</u>の規定により出頭した警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人及び当該事案の関係人</p> | <p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 警察参考人等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により出頭した者で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 出頭に係る犯罪（次に掲げる罪を除く。）の被害者及びその家族</p> <p>(ア) <u>強制わいせつ罪</u>（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(イ) <u>強制性交等罪</u>（刑法第177条の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(ウ) <u>準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪</u>（刑法第178条の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) <u>強制わいせつ等致死傷罪</u>（刑法第181条の罪をいう。）</p> <p>(カ)～(ケ) 略</p> <p>(コ) <u>強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪</u>（刑法第241条第1項及び第3項の罪をいい、未遂を含む。）</p> <p>(サ)～(セ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2) <u>道路交通法第75条第8項又は第107条の5第4項において準用する同法第104条第3項若しくは第104条の2第5項の規定により出頭した道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人及び当該事案の関係人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）<u>第16条第5項</u>の規定により出頭した警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人及び当該事案の関係人</p> |

(5)～(11) 略

(5)～(11) 略

附 則

この規程は、令和5年7月13日から施行する。